

令和4年度第2回 熊本市地域包括支援センター運営協議会会議要旨

- 1 日時 令和5年3月22日(水) 18:00~19:00
- 2 場所 市役所10階会議室
- 3 出席委員 東和子、石橋敏郎、大道友美、貴田雄介、小山登代子、田口慶治、田中弥興、長尾和好、藤井美千代、藤本雅士、本庄 弘次、松川あゆみ(敬称略)
- 4 議事
 - ・地域包括支援センターの移転について
 - ・令和5年(2023年)熊本市地域包括支援センター運営方針
 - ・令和5年(2023年)熊本市地域包括支援センター評価基準
 - ・介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取り扱いについて
- 5 その他
 - ・(報告)熊本市地域包括支援センター連絡協議会実務者研修会について
 - ・(報告)地域包括支援センターにおける不審者対応訓練について

6 議事記録等(要旨)

(1) 議事

<事務局から説明>

- ・地域包括支援センターの移転について
- ・令和5年(2023年)熊本市地域包括支援センター運営方針
- ・令和5年(2023年)熊本市地域包括支援センター評価基準
- ・介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取り扱いについて

<議事1>

○石橋会長

議事1のささえりあ水前寺の移転について異議はないか。

※委員からの意見なし

[議事1 承認]

<議事2>

○本庄委員

今回、報告を聞いた限りでは、いかに今後コロナ前の状態に戻すという考えのようだが、コロナ禍で変わったことを残さなくてはならない部分もあるのではないかと思う。例えば、Web会議をやりながらもこの次も起こった時に継続できるようなBCP対策を考えておられるのか教えていただきたい。

○事務局

資料5 ページ「4 地域包括支援センター各業務の方針」の3段落目に、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的という観点からウェブ会議を推奨をしてきた。それだけではなく、効率面から、内容によっては、Web 会議がいいのではないかというようなものについては、効率的な観点から、引き続き取り組んでいくことを方針にも盛り込んでいるところである。

○本庄委員

例えば、事業をするにあたっては、確かにコロナは収まってきているが、今後も残さなくてはいけないのは、感染対策で、今まで通りしつかりしなくてはいけないと思っている。そういうこともひっくるめて、今回見直しに入れていただければありがたいという提案。

○事務局

マスクの対応等も国から示されているが、基本的には感染対策をしっかりやった上で、いろんな活動を実施していくという方向性である。そういった面についても周知をしているところである。

○石橋会長

私が事務局に直接申し上げたが、5 ページ「5 市との連携方針」のところ、「熊本市地域包括支援センター連絡協議会」というのがあって、包括の人が集まって色々と議論している。そこであった議論を運営協議会で報告して欲しい、と。つまり、財源と人材不足については、当然出ているだろうが、その他にも、例えば地域ケア会議も大変だとか、そういうのがあると議論しやすい。どういう議論が出たかという、主な項目だけでもいいので、次回の会議で出して欲しいことをお願いした。

運営方針については、コロナの対応については、気を緩めると大変なことになるため、感染対策もやりながら引き続きやっていこうということ。

〔議事2 承認〕

<議事3>

○石橋会長

次に議事3の評価基準について、コロナ前の基準と来年度の基準が記載されている。網かけの項目は何を示しているのか。

○事務局

網かけの項目については、評価をする際に点数を2倍にする項目である。

○石橋会長

基準の記載されていない項目については、回数等は評価しにくい項目であるということ。例えば、上から三つ目の「地域包括支援センターの職員証を常時携帯し、市の委託を受けて活動していることを明示している」等は何回という回数では書きにくいので書いていないが、当然やるということ。

くまもと元気くらぶや健康サロンは、コロナ前の基準は新規立ち上げの件数を2件としていたが、それよりも継続することも大変なので、その継続も入れて、新規だけの目標ではないということにしようということによいか。

○事務局

活動の継続ということと、内容の充実も含めて力を入れていこうと考えている。

○石橋会長

点数化をするということだが、事務局にはその資料はあるのか。

○事務局

補足の説明になるが、令和4年度の評価については、次年度に入り、各地域包括支援センターが自己評価をして、一次評価を区役所、二次評価を高齡福祉課にて行う。その結果については、第1回の運営協議会にて報告をさせていただく。自己評価の際に、「評価視点」の内容がおおむね達成出来ているという場合は2点、一部達成できていないという場合は1点、ほとんどが達成出来ていないという場合には0点をつけて、点数化をして評価をしている。

○石橋会長

その評価結果については、この協議会に出しており、それは各地域包括支援センターへも返しているか。

○事務局

評価結果については、各地域包括支援センターへフィードバックしている。

〔議事3 承認〕

<議事4>

○石橋会長

例年このように評価をしているということによろしいか。

次に、議事4は要支援者のケアプランの件数を制限して、相談業務に専念して頑張ってもらいたいという趣旨。ところが、上限を超えるセンターが出てきている。20件よりも超える場

合は再委託で居宅介護支援事業所をお願いをするが、要支援者のケアプランの報酬が9ページのとおりの半額以下ということもあり、引き受けてもらいづらく、地域包括が担当をせざるを得ない。上限を超えた場合には委託料減額するとなっているが、それはあんまりではないかということで、例外的に対応しようということ。介護報酬が安過ぎるから引受け手がないうことが問題。ただでさえ忙しい状況。担当件数が20件を超えても責められないと思う。包括の仕事がますます増えることを心配している。

国の対策として、9ページに地域包括支援センターの業務負担軽減というのがある。国でこれから居宅介護支援事業所等への介護予防支援の指定対象の拡大が検討されている。ここをもう少し説明して欲しい。どういうことか。

○事務局

現在は地域包括支援センターがケアプランの作成を上限のなかで担当しているが、20件を超える部分を居宅介護事業所に委託をして対応しているというような状況。今回変わるの、居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受けて、本来の業務として、そのケアプランを作成することが可能となる方向性である。

○石橋会長

要支援者のケアプランは、地域包括支援センターが担当していた。以前は、自分ところで利益が上がるような、ケアプランをつくってしまわないように、地域包括支援センター、市町村が、責任を持って要支援者のケアプランをつくる、それが地域包括支援センターの役割だった。ところがこの事例を見ますと、そのケアプランの報酬が低いので、引き受けてがないう。おそらく国の考えとしては、地域包括支援センターを通さずに、直接要支援者のケアプランを担当できるようにするということ。そうすると心配なのは、最初に地域包括支援センターがなぜ出来たかという、市町村が責任を持ってちゃんとしたケアプランを作るようになっていたのに、事業所がケアプランを立てるようになると、利益が上がるような、ケアプランがつくられるかもしれないという危険もある。それでもいいから引受けてもらいたいということ。負担軽減は大事だと思うが、事業者に任せってしまうのもどうかと思ってしまう、地域包括支援センターが出来た趣旨を考えると。

○小山委員

参考資料の参考と書いてあります、介護予防支援の作成は手間がかかると書いてあるが、その作成を簡略化させる方法みたいなものは検討されないのか。やっぱり行政に出さなきゃならない書類っていうのは非常に大変っていうのはよく分かる。地域の方たちもよくおっしゃるが、基金を受け取るため申請しようと思うが、そこに出すまでの書類が市役所のは面倒でというような声をよくお聞きする。多分、法務的なものというのは国が決めた形なんだろうと思うので、市でどうとは出来ないのかもしれないが、そのようなことは意見として、提案して簡素化すると、事務的にもう少し負担軽減が、なされるというような、考え

方というか方向性というのは全然ないのか。

○事務局

方向性、考え方としてはある。事務負担の軽減を図るために、いろんな ICT を活用してというような話で、AI を活用したケアプランの作成という研究、そういった動きはある。国の考え方としても事務負担を軽減するんだという考えは示されているので、具体的にケアプランが簡略化するとまでは現段階では申し上げられないが、そういった動きはある。

○小山委員

看護師さんの仕事においても、音声でしたりと、記帳するということはまずないというふうに聞く。そういった点で、負担軽減というものをとらえていただき、国に提言していただくことは大いに必要だと思う。

○事務局

国においてもこういった考えを持っているので、そういった視点はしっかりと取り入れていきたい。

○石橋会長

国の方針は要支援というのはいま外そうとしている。これから要介護だけに力を入れていくということだから、報酬が増えるという感じがしない。要支援の人も大事だろう。そのままにしておくと要介護になってしまう。財源が厳しいから、家事援助も自費でというような話が見えている。問題があると思うが、国の動向をみましょう。

○本庄委員

居宅介護支援事業所自体の数は減っていないのか。閉鎖しましたとか、辞めましたという話は聞こえてくるが。

○藤本委員

肌感にはなるが、熊本県居宅介護支援専門員協会に入ってくる情報としては、新しく始めたという事業所よりも、閉鎖したという方が多いように感じている。

○事務局

宅介護支援事業所の数については、2月に各地域包括支援センターに調査をした際の情報によると、令和4年の4月1日から令和5年2月1日にかけて新規に居宅介護支援事業所が設立したのは14か所、同期間に閉鎖をした事業所数については12か所との回答であった。地域包括支援センターにヒアリングをした際の件数である。

○石橋会長

この件は国の動向もあるので、見守りたい。

(2) 報告

<事務局から説明>

- ・熊本市地域包括支援センター連絡協議会実務者研修会について
- ・地域包括支援センターにおける不審者対応訓練について

<報告1>

○貴田委員

研修会について、例えば運営協議会の委員が視聴することは可能か。限定公開は参加された方向けに公開されてると思う。

○事務局

地域包括支援センターの職員と、区役所の福祉課、保健こども課職員、ここで福祉課の職員に向けて、限定で配信をしており、3月20日で公開を終了した。

○石橋会長

委員も視聴出来ないかという質問。

○事務局

地域包括支援センターの職員及び区役所の職員が視聴可能としていた。運営協議会の委員の皆様にも公開するという事は検討していなかった。

○石橋会長

活動報告だと思われるので、どのような活動してるか知りたいという気持ちはわかる。

○事務局

今後、このような研修がある場合に、委員の皆様方にも共有をさせていただくということを、協議会のほうにお諮りし、ご案内ができればと思う。

○石橋会長

活動が分かるような資料だけでもよい。おそらく、パワーポイントの資料だろうから、資料をみてこういう活動をやっているんだというのが分かればよいと思う。

<報告2>

○石橋会長

不審者対応訓練というのは初めてなのか。毎年やった方がいいかもしれない。いろんな方が来られるから。そういうときの対応の仕方を警察の方が説明されるということだと思う。

○事務局

不審者対応訓練は初めての実施。警察に説明をいただいた。

○貴田委員

先ほど評価のところと繋がる場所もあるが、よく頑張っているところを評価するのは、前向きなことでもいいと思うが、課題を感じていてなかなかうまく出来ないところを、よくできるところのノウハウを、こういう研修会等でされていると思うが、共有して、全体として、よりスムーズにやっていけるような仕組みづくり、関係づくりを評価と一緒に、やっていただけるとありがたいと思う。

○事務局

大切な視点だと思う。地域包括支援センター連絡協議会の中に業務改善部会とか、研修部会がある。常時、部会にて検討されて、自発的な動きというか、努力をされている。

○石橋会長

評価において、基準には当てはまらないんだけど、よく頑張っているところ、新しい試み、新しい連携の仕組みとかやっていると加点を思うが、そういうのはどうなのかっていうのも知りたい。こういうやり方は珍しいとか、他のところも真似してもらいたいというのも、紹介してもらおうとまた議論になるかもしれない。そういう要望を込めてのお話だと思う。

<閉会>